

瀬戸内市地域自立支援協議会とは？

障がい当事者が抱える様々なニーズに対応していくために、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野、多職種による多様な支援を継続的に行えるよう、官民一体となり協働できる仕組みのことで。日々の相談や個別支援会議から明らかになる地域課題に対する解決方法の検討や情報共有、関連事業所・機関のネットワークづくりを行い、障がいのある方が普通に暮らせる地域づくりを目指します。

3部会で構成されています

地域生活支援部会

地域生活にかかわる課題や情報を共有し、支援策の協議を行っています。

こども部会

乳幼児期から学齢期における支援策について協議を行っています。

就労支援部会

障がい者の就労に向けた支援策と雇用場所の確保に向けた協議を行っています。

相談・問い合わせはこちらまで

■瀬戸内市福祉部福祉課 障害福祉係■

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

TEL：(0869) 24-8847 FAX：(0869) 24-8840

相談支援事業所

■瀬戸内市地域生活支援センタースマイル■

〒701-4246 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄 880-1

TEL：(0869) 22-9600 FAX：(0869) 22-9601

E-mail：setouchismile@gmail.com

相談支援事業所

■せとうち旭川荘相談支援事業所■

〒701-4301 岡山県瀬戸内市牛窓町長浜 4982-1

TEL：(0869) 34-6606 FAX：(0869) 34-6607



詳細は、瀬戸内市地域自立支援協議会ホームページ

本事業は瀬戸内市から「地域生活支援センタースマイル」が受託し行っています



障がいのある方が安心して暮らすために
令和7年度

障害福祉サービス 利用のてびき

ヘルパーなどの
サービスを受けるには
どうすればよいですか？
…P4・P5 参照

どんなサービスが
ありますか？
…P2・P3・P5 参照

まずは、
ご相談ください。

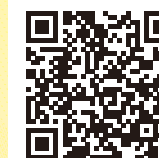
日常生活のことで
相談できる場所は
ありますか？
…P2・P3・P5 参照

近くに、
通える施設などは
ありますか？
…P5・P6・P7 参照

働きたいけれど
どうすればよいですか？
…P2・P5 参照



瀬戸内市地域自立支援協議会



こんな時は ぜひ

※瀬戸内市内に事業所のないサービスもありますが、近隣市町村にある場合にはそちらをご紹介します。また、手帳がなくても使えるサービスもありますのでお気軽にご相談ください。

これから どうしていこう？



★＜相談支援＞⑧⑬⑲

障がいの種別を問わず、障がいのある方、難病の方、その保護者または介護を行う方などからの様々な相談に応じ、必要な支援を行います。お気軽にご相談ください。

＜計画相談支援(者)＞④⑧⑩⑬⑯⑲⑳

＜障害児相談支援＞④⑧⑳
サービスを利用する時の計画作成の支援・助言を行います。

＜一般相談支援＞(地域移行支援)⑧

障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者の地域生活への移行の支援を行います。

＜地域定着支援＞⑧

居宅において単身等で生活する障害者へ常時の連絡体制を確保し、緊急時等に必要な支援を行います。



自宅での生活を 手伝ってほしい！

＜居宅介護＞(ホームヘルプ)②⑨⑪

入浴や排泄、食事などの自宅での生活全般にわたる介護や通院等の介助を行います。

＜重度訪問介護＞②⑨⑪

重度の肢体不自由等がある方に、自宅での介護や外出時の移動支援などを行います。

＜重度障害者等包括支援＞

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

★＜訪問入浴＞

自宅の浴槽や通所施設での入浴が難しい方に、自宅へ専用の浴槽を搬入してヘルパー等が入浴の介護を行います。

＜自立生活援助＞

地域での単身生活等に不安がある方に、自立に向けた訪問や相談による支援を行います。

働きたい！



＜就労定着支援＞

一般就労へ移行した方の就労定着のために企業や自宅へ訪問などの支援を行います。

＜就労移行支援＞

就労を希望する方に、知識や能力向上のための訓練などを行います。

＜就労選択支援＞令和7年10月～

就労をアセスメントを活用して、適切な選択のための支援を行います。

＜就労継続支援＞(A型)⑥⑫⑭

(B型)①③⑥⑩⑬

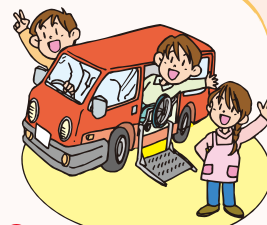
一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供すると共に知識や能力向上のための訓練を行います。

※A型では雇用契約を結び、最低賃金が保障されます。

＜自立訓練＞(機能訓練・生活訓練)

身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。

休みの日を 楽しく過ごしたい！



★＜地域活動支援センター＞⑧

創作活動や生産活動、社会との交流を図るなどの機会の提供を行います。

＜行動援護＞

一人での外出が困難な方に、外出時の移動の支援や行動の際に必要な援護などを行います。

＜同行援護＞⑪

視覚障がいにより移動や外出が困難な方に、移動の援護や外出時に必要な情報提供などの支援を行います。

★＜移動支援＞⑪

外出時の円滑な移動を支援し、自立生活や社会参加を促します。



●障害福祉サービスを利用するためには、事前に市への申請が必要になります。
相談支援事業所や瀬戸内市福祉部福祉課（市役所本庁舎西棟1階）がお手伝い
しますので、まずはご相談ください。

- 相談・申請**
●サービスを利用したい場合は、相談支援事業所か福祉課に相談してください。
●サービスが必要な場合は福祉課に申請します。
- 調査**
●市の認定調査員が本人や家族に対して、心身の状況や生活環境などについて聞きとり調査を行います。
※本人の主治医に意見書を書いてもらう場合もあります。
- 審査・判定**
●認定調査結果と医師の意見書等をもとに、市の審査会で必要とされる支援の状態を示す「障害支援区分」が決まります。
※ただし、利用するサービスによっては区分の判定が必要ないものもあります。
- サービス等利用計画案の作成**
●サービスを利用される方は『サービス等利用計画案』が必要になります。
●サービスの利用を希望する人の意見や状況に合わせたサービス等利用計画案を市に提出します。
●サービス等利用計画案の作成は、計画相談支援を利用して、相談支援専門員に依頼することが出来ます。
- 支給決定・通知**
●障害支援区分やサービス等利用計画案をもとに、利用できるサービスの支給量が決定され、障害福祉サービスの受給者証が交付されます。
- 事業者と契約**
●利用するサービス提供事業所を選び、サービスの内容について説明を受けて契約を結びます。
- サービスの利用開始**
●受給者証を提示して利用計画にそったサービスを利用します。
（所得に応じてサービス利用料の自己負担を支払います。）
●サービス内容の変更を希望する場合、福祉課か相談支援専門員に相談してください。

障害福祉サービス

地図番号	指定事業所	住所	電話番号	FAX番号	居宅介護	重度訪問介護	同行支援	短期入所	医療型短期入所	共同生活援助（グループホーム）	就労継続支援（A型）	就労継続支援（B型）	生活介護	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	計画相談（者）	計画相談（児）	地域移行・定着
1	いこいファーム	呂久町本庄 3968	22-2266	22-2266								●							
2	ニチケアセンター 呂久	呂久町尾張 277-10 YSハウス 1F	22-9200	24-2460	●	●													
3	ほほえみわあく	呂久町豊原 55-2	24-0022	24-7588								●							
4	デイサービスこすもす こすもす相談室	呂久町山田庄 217-2	24-7978	24-7995										●	●		●	●	
5	デイサービスという	呂久町山田庄 541-8	24-8090	24-8090										●	●				
6	瀬戸内工房	呂久町山田庄 233-1	24-8177	24-8505								●	●						
7	にじいろスクエア・せとうち	呂久町山田庄 873-1	24-8170	24-8171									●	●		●			
8	地域生活支援センタースマイル	呂久町山田庄 880-1	22-9600	22-9601													●	●	●
9	ニチケアセンター 長船	長船町土師 114-3 マキノビル 1F	26-8481	26-8482	●	●													
10	アストラ会 at ハウスおさふね at ワークおさふね at コミュおさふね	長船町福岡 149-1	26-8775	26-8776						●		●						●	
11	ヘルパーステーションスマイルせとうち	長船町土師 147-1	24-8881	24-8880	●	●	●												
12	ももたろうファーム	牛窓町長浜 3208-1	24-7340	24-7341							●								
13	せとうち旭川荘 せとうち旭川荘相談支援事業所	牛窓町長浜 4982-1	34-6606	34-6607				●				●	●					●	
14	就労支援センターゆうわ	呂久町福谷 1928	25-0045	25-0096							●								
15	ゆうわ（グループホーム）	呂久町尻海 1145	22-0099	25-0096						●									
16	よつばのクローバー瀬戸内	呂久町尾張 653-1	24-8802	24-8803												●			
17	よつばのクローバー長船 相談支援事業所ひまわり長船（休止中）	長船町福岡 500-2	24-7470	24-7471										●	●				
18	さわやか愛の家 せとうち館	長船町土師 2579-1	26-8787	26-8788												●			
19	瀬戸内市社会福祉協議会 相談支援事業所	呂久町山田庄 862-1	22-2629	24-0061														●	
20	よつばのクローバー東備	長船町長船 575-152	93-4633	93-4634												●			
21	よつばのクローバー呂久	呂久町尾張 367	24-7860	24-7861												●			
22	しあわせたしざん	呂久町箕輪 76-1	24-8484	24-8474										●	●				
23	にこここ相談室	長船町服部 662-11	090-2000-0385															●	●
24	まごての村共生型サービス「さくら庵」	呂久町箕輪 656-1	22-5321	22-5322									●						
25	ソーシャルインクルーホーム瀬戸内長船町	長船町長船 1100-3	66-7211	66-7212				●	●										
26	統合ケアハウスリンクス	長船町西須恵 451	24-7815	24-7816										●	●				
30	よつばのクローバー大富	呂久町大窪 282-16	24-8522	24-8523												●			
28	瀬戸内市民病院	呂久町山田庄 845-1	22-1234	22-3296					●										

地域生活支援事業

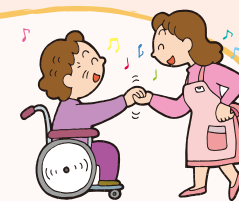
地図番号	指定事業所	住所	電話番号	FAX番号	移動支援事業	事業（色）	日中一時支援	事業（色）	日中一時支援	I型支援センター	相談支援事業
8	地域生活支援センタースマイル	呂久町山田庄 880-1	22-9600	22-9601						●	●
11	ヘルパーステーションスマイルせとうち	長船町土師 147-1	24-8881	24-8880	●						
13	せとうち旭川荘	牛窓町長浜 4982-1	34-6606	34-6607			●				●
27	Mikatana（ミカタナ）	牛窓町牛窓 3274	24-8091	—			●	●			
29	瀬戸内市福祉部福祉課（本庁舎西棟1階）	呂久町尾張 300-1	24-8847	24-8840							●

- 訪問系
- 居住系
- 日中活動系
- 児童系
- 相談系

ご相談ください。

※文中の番号は P5 の事業所番号、
P6・P7 の地図番号となっています。

自宅以外で 安心してすごせる サービスが知りたい！



＜生活介護＞ 7 13 24

常に介護が必要な方に、昼間の入浴や排泄、食事などの介護や創作的活動などの機会を提供します。

＜療養介護＞

病院などの施設において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

★＜日中一時支援＞ 13 27

介護をする方が病気や仕事などの時に、施設などで介護や日中活動の場を提供します。

※こどもの利用も可能です。

＜短期入所＞（ショートステイ） 13 25

介護をする方が病気などで不在になる短期間、施設で入浴や排泄、食事などの支援を行います。

※こどもの利用も可能です。

＜医療型短期入所＞ 28

主に医学的処置（たん吸引等）を必要とする方で、介護をする方が病気などで不在になる短期間、施設で入浴や排泄、食事などの支援を行います。

＜施設入所支援＞

施設に入所している方に、夜間の入浴や排泄、食事などの介護を行います。

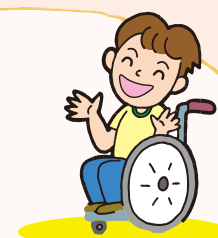
＜共同生活援助＞（グループホーム） 10 15 25

地域で共同生活を営む方に、住居における相談や日常生活上の支援を行います。

★印の部分は、地域生活支援事業となります。

地域生活支援事業とは、障害福祉サービスとは別に地域や利用者の実情に応じて瀬戸内市と岡山県が協力して実施する事業です。

こどもが受けられる サービスを知りたい！



＜児童発達支援＞ 4 5 7 17 22 26

就学前の療育を必要とする児童に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

＜医療型児童発達支援＞

肢体不自由があり、機能訓練や医療的支援などを必要とする児童に、児童発達支援および治療を行います。

＜居宅訪問型児童発達支援＞

重度の障がいがあり、外出が著しく困難な児童に対して自宅を訪問し、発達支援を行います。

＜放課後等デイサービス＞ 4 5 16 17 18 20 21 22 26 30

就学中で授業終了後又は夏休み等の休業日に支援を必要とする児童に、生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。

＜保育所等訪問支援＞ 7

保育所等に通う児童に、その施設を訪問して集団生活への適応のための支援などを行います。

その他に受けられる サービスを知りたい！



★＜意思疎通支援＞ 29

意思の伝達に支援が必要な方に、手話通訳者や要約筆記者などの派遣を行います。

★＜日常生活用具の給付等＞ 29

日常生活用具を必要とする方に、補装具以外の機器等で自立した日常生活を支援する用具の給付を行います。

★＜成年後見利用支援＞ 29

成年後見制度を利用に伴う相談・手続きなどを行います。